



平成23年6月17日

国土交通省鉄道局

JR北海道に対する事業改善命令に係る 弁明の機会の付与の通知について

平成23年5月27日に発生したJR北海道石勝線列車脱線火災事故^{せきしょう}を踏まえ、同月29日から6月9日まで同社に対して特別保安監査を実施した結果、輸送の安全を阻害している事実が認められました。

このため、鉄道事業法第23条第1項の規定に基づく「事業改善命令」を行う必要があると判断し、本日同社に対して、行政手続法の規定に基づき別紙の通知を行いましたので、お知らせします。

予定している事業改善命令の概要

1. 根拠となる法令の条項 鉄道事業法第23条第1項

2. 不利益処分の原因となる事実

貴社においては、異常時における運転士、車掌及び指令員の対応マニュアル等が多数作成されており、これらについて、旅客の避難誘導の手順、車掌による非常ブレーキ操作等に関し、齟齬や不適切なところが認められた。このような状況は、異常時における対応に混乱を生ずる等により、旅客の安全を脅かす危険性があり、輸送の安全を阻害している。

【連絡先】

国土交通省鉄道局安全監理官室

担当 中野・兵動

03-5253-8111(内40762)

03-5253-8548(直通)

国鉄安第26号
平成23年6月17日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 中島 尚俊 殿

国土交通大臣
大 畠 章 宏

行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づく鉄道事業法第23条第1項の命令に係る弁明の機会の付与について（通知）

標記について、行政手続法第30条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
鉄道事業法第23条第1項の規定に基づく事業改善の命令（同項第6号の事項）
2. 不利益処分の原因となる事実
貴社においては、異常時における運転士、車掌及び指令員の対応マニュアル等が多数作成されており、これらについて、旅客の避難誘導の手順、車掌による非常ブレーキ操作等に関し、齟齬や不適切なところが認められた。このような状況は、異常時における対応に混乱を生ずる等により、旅客の安全を脅かす危険性があり、輸送の安全を阻害している。
3. 弁明書の提出先及び提出期限
 - (1) 提出先
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省鉄道局安全監理官
 - (2) 提出期限
平成23年6月24日（金）
 - (3) その他
行政手続法第29条第2項の規定に基づき、弁明書（弁明を記載した書面）の提出に併せて証拠書類等を提出することができます。
証拠書類等を提出する場合は、弁明書の提出期限までに提出して下さい。